島

令和二年七月三日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○計量器の定期検査を実施する件 ○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があっ

○都市計画事業を認可した件 公

○耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 ○漁業の許可又は起業の認可の申請の期間を定める件

福島県病院局

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 ○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件

○落札者を決定した件

福島県労働委員会

○あっせん員候補者として委嘱した件

○令和二年三月三十一日付け号外第三十一号中

誤

告 示

福島県告示第四百十八号

わき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課 日から同年十一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和二年七月三 に備え置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規 福島県い

大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト中岡ショッピングセンター 福島県いわき市中岡町六丁目 番四ほ

福島県知事

内

堀

雅

雄

1 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 二百五十一台 位置 別紙図面のとおり

(変更後) 位置 別紙図面のとおり 収容台数 百八十九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2

(変更前) 数 七箇所

位置 別紙図面のとおり

(変更後) 位置 数 六箇所 別紙図面のとおり

駐輪場の収容台数

3

(変更後) 二十台 (変更前) 百十五台

夷 臺 臺 臺 臺

三

変更しようとする年月日

届出年月日 令和三年三月一日

四

令和二年六月二十二日

弄 丟

五. 届出をした者 株式会社マルト

「別紙図面」は省略し、 その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十九号

丟

兲()

蘣

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一 号 第十九条第一 項の規定により、 特定計量器の定期

令和二年七月三日

計量法第二十一 条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査 福島県知事 内 堀 雅 雄

一号又は第二号に掲げ 一号又は第二号に掲げ 大沼郡昭和村 非自動はかり (計量法 八月四日 昭和村公民 大沼郡昭和村 非自動はかり (計量法 八月四日 昭和村公民 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日		
一号又は第二号に掲げ 対象となる特定計量器 検査の期日及び時間 検 査 対象となる特定計量器 検査の期日及び時間 検 査	昭	検査区域
掲げ撮び大後四時まで一年後一時三○分から一年後一時三○分から中後四時まで昭和村公中後四時まで	一号又は第 第三二九号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
ひ時間 検査 昭和村公	ボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	量器 検査の期日
	分から昭和村公	間 検 査

	下町沼郡会津坂	河沼郡柳津町	町麻郡西会津		大沼郡三島町		同郡金山町
	坝	μЈ			Щ		町 じ。)、分銅及びおも
八月二〇日 午前九時三〇分まで 午後一時から 午後一時から	八月一九日 午後四時まで 午後一時から 午後一時から	午後四時まで午後二時から	八月一八日 午前一○時三○分か ら	午前一二時まで午前一二時から	午前一〇時まで 午前九時から	午後四時まで午後四時まで	八月五日 午前一一時三〇分ま で
同	東分庁舎	柳津町役場	西会津町役場	三島町西方ふる	三島町役場	金山町役場	所 金山町横田出張

		村に掲げる町
		ものを受けなかったの検査を受けなかった
午後三時まで午後一時から	日 (日と余く。)八月二一日から九月一八月二一日から九月一
		所倡島県計量検定

一特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号) 定する検査場所で実施する検査 第三十九条第一項に規

び同郡昭和村 郡麻郡西会津町、河 郡麻郡西会津町、河 郡麻郡西会津町、河 郡 東郡・田 で同郡昭和村	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)一〇月一日から一二月二	検査の期日

(計量検定所)

福島県告示第四百二十号

漁業(手繰第一種漁業に該当する機船手繰網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に第三項で準用する場合を含む。)の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網福島県漁業調整規則(昭和四十年福島県規則第五十九号)第八条第二項(第二十一条 該当する板びき網漁業に限る。)の許可又は起業の認可の申請期間を次のように定める。 令和二年七月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

水 産 課

福島県告示第四百二十一号

令和二年七月十四日から同年八月七日まで

その効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定に 土地改良法施行法(昭和二十四年法律第百九十六号)第二条第一項の規定によりなお 水谷第二耕地整理組合の臨時代理者として令和二年六月二十五日次の者を指定し

令和二年七月三日

同同同同同

福島県知 事 内 堀 雅

雄

臨時代理者の氏名及び住所

数博 福島県双葉郡浪江町大字苅宿字原下百五十七番地

(農村計画課

同同同同同

半猪野岡塚谷狩口田原

勝代孝 行七司

同同同同同

市大越町早稲川字裾ヲ田四七番 市大越町牧野字関場六三番地 市大越町栗出字中ノ内八番地 市大越町下大越字入ノ作三八二番地 市大越町上大越字古町一四三番地

地

(農村計画

課

福島県告示第四百二十二号

業について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第 項の規定により、 都市計画

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和二年七月三日

都市計画事業の種類及び名称 施行者の名称 大熊町

再生拠点市街地形成施設 事業地 富岡都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 下野上地区一団地の復興 収用の部分

報

四三

事業施行期間 令和二年七月三日から令和七年三月三十一日まで 双葉郡大熊町のうち、 旭台の一部の区域 大字下野上字大野、鮒沢、

使用の部分 双葉郡大熊町のうち、 大字下野上字大野の一部の区域 (まちづくり推進課

告

公

公告第百三十七号

あった。 法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同 が

令和二年七月三日

事

福島県知 堀 雅

雄

内

就任した役員 土地改良区の名称 大越町土地改良区

清算人 役別

秋 新 遠 橋 氏 元 田 藤 本 名 今利長文朝通男雄 郎

同 市大越町下大越字町一六三番地同 市大越町上大越字大久保四番地同 市大越町上大越字白石一六五番地同 市大越町上大越字户ノ内五五四番同 市大越町上大越字久保田四五番地田村市大越町上大越字繁沢五二番地田村市大越町上大越字繁沢五二番地田村市大越町上大越字繁沢五二番地 市大越町上大越字久保田四五番地二 市大越町下大越字戸ノ内五五四番地

善明 市大越町上大越字白石一六五番地

公告第百三十八号

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次

福島県知事

内

堀 雅

雄

令和二年七月三日

地改良区の名称

退任した役員 会津大川土地改良区

原及び熊字

一男 源一 佐吉 守夫 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地 会津若松市北会津町下荒井八一番地 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

五小原新小成山坂 十林田田林田田内 佐敏久久毅佐伸 元一彦 会津若松市北会津町下米塚六九三番地 会津若松市北会津町舘二二番地 大沼郡会津美里町氷玉字関山甲一一〇八番地 市北会津町中里五番地

市北会津町二日町八五

一番 地

同同同同 大沼郡会津美里町字本郷甲二九六五番地 市北会津町天満三一六二番地 市北会津町十二所一〇九一番地

山口 芳寛 弘 信 喜 寛 会津若松市北会津町今和泉一一五七番地 会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地 大沼郡会津美里町字本郷甲三〇三三番地

一男 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

芳寛 佐市 会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地 会津若松市北会津町中荒井二〇四八番地 大沼郡会津美里町氷玉字関山甲 一 ○ 八番地

同同監同同同同同同 事

秋大木鈴荒齋遠古坂山竹野木川藤山田内

仁久秀吉恒斉正泰太一一夫衛男 尚助郎

以 会津若松市北会津町本田五六番地 大沼郡会津美里町字本郷二九七一番地 同 市北会津町宮袋一六九九番地 同 市北会津町宮袋一六九九番地 同 市北会津町宮袋一六九九番地 市北会津町宮袋一六九九番地 市北会津町上米塚一二四四番地 市北会津町福重岡字福光丙四九六番地 大沼郡会津美里町福重岡字福光丙四九六番地 会津若松市北会津町本田五六番地

(農村計画課

島県病院局

福

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立こころの医療センター (仮称)新築 (建築)工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公 共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以 下「特例政令」という。)第12条及び福島県病院局財務規程 (平成16年福島県病院局管 理規程第5号)第229条第1項の規定により公告する。

令和2年7月3日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
 - 福島県立こころの医療センター(仮称)新築(建築)工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
 - 令和2年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所

戸田·佐藤工業特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目3番6号

- 5 落札金額
 - 4,284,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和2年3月24日

(病院経営課)

福島県労働委員会

会長 平 石会長 平 石 典 生

現 職 前 歴 福島県労働委員会会長	菅野	大越香代子	遠藤	藩	二瓶	駒田	古高神	1	开
職 前 歴 労働委員会会長 労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学 学法人福島大学経済経 経済経営学類助教授 教授 労働委員会公益委員 会保険労務士 労働委員会公益委員 労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島 力労働組合福島県本部 県本部副委員長 力労働組合福島県本部 原本部副委員長 力労働組合福島県本部 原本部副委員長 力の一ラ福島労働組合 労働組合中央執行委員 副執行委員長 別働委員会労働者委員 ドヨタカローラ福島労 かローラ福島労働組合 働組合評議委員	無	子子	古古	松東	· 東		男) 注	松
前 歴 国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授 東北電力労働組合福島 県本部副委員長 東芝照明プレシジョン 労働組合中央執行委員 働組合評議委員	福島県労働委員会労働者 ・ ・	福島県労働委員会労働者 東芝プレシジョン労働& 島支部副執行委員長	福島県労働委員会労働者 東北電力労働組合福島県 委員長	福島県労働委員会公益多 弁護士	福島県労働委員会公益 特定社会保険労務士	福島県労働委員会公益 弁護士	福島県労働委員会会長/ 国立大学法人福島大学& 営学類教授	福島県労働委員会会長 弁護士	
高数 合 ジ行 福 大 校 福 大 校 福 中 大 校 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	皆委員 動組合	音 登員 語 合福	者 員 本 時	秀	秦	奏員	と理 経済経		畿
	トヨタカローラ福島労 働組合評議委員	東芝照明プレシジョン労働組合中央執行委員	東北電力労働組合福島 県本部副委員長				国立大学法人福島大学経済経営学類助教授		
	.	垣	回	川		-	回	令和2年6 月23日	委嘱年月日

									せ	
遊佐盛	鳴原	小笠原敦子		十 臧	板橋	石山	穴澤	飛田	坂路	
典	茶	黎子	対	芳雄	正治	純恵	耕二	博之	芳知	
福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県労働委員会事務局長	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会相談役	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事代行	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	福島県労働委員会労働者委員 U A ゼンセン福島県支部長	福島県労働委員会労働者委員 アネスト岩田労働組合福島支 部長	執行委員
福島県県南地方振興局 県税部主幹兼副部長兼 管理納税課長	総務部参事(公立大学 法人会津大学派遣)	福島県商工労働部政策 監	郡山運送株式会社代表 取締役社長	アルパインマニュファ クチャリング株式会社 顧問	福島県中部経営者協会 事務長	株式会社アゴラ専務取 締役	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	Ⅱ A ゼンセン山梨県支 部長	アネスト岩田労働組合 福島支部執行委員	
令和2年5 月26日	平成31年 4 月23日	令和2年5 月26日	回	亘	回	川	间	川	回	

(審査調整課)

報

三上	○令和二年三月	ページ段	
ら一 後ろか	三十一日	行	
令和二年法律第四十三号	○令和二年三月三十一日付け号外第三十一号中	正	正誤
令和二年法律第 号		誤	